

北秋田市保育料階層認定基準額表（保育認定用）

○一般世帯【表1の1】

児童の属する世帯の階層区分			北秋田市保育料（月額）		（参考）国保育料（月額）		
階層区分	定義	3歳未満		3歳未満			
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間		
第1階層	生活保護法による被保護世帯	0	0	0	0		
第2階層	住民税非課税世帯	0	0	0	0		
第3階層	I	均等割のみ課税世帯		5,000	4,800	19,500	19,300
	II	所得割課税世帯	12,000円未満	6,500	6,300		
	III		12,000円以上 24,000円未満	8,000	7,800		
	IV		24,000円以上 36,000円未満	10,000	9,800		
	V		36,000円以上 48,600円未満	12,000	11,800		
第4階層	I		48,600円以上 60,000円未満	14,000	13,600	30,000	29,600
II	60,000円以上 72,000円未満	16,000	15,600				
III	72,000円以上 77,101円未満	17,000	16,600				
IV	77,101円以上 84,000円未満	18,000	17,600				
V	84,000円以上 97,000円未満	20,000	19,600				
第5階層	I	97,000円以上 112,000円未満	22,000	21,400	44,500	43,900	
	II	112,000円以上 127,000円未満	25,000	24,400			
	III	127,000円以上 147,000円未満	28,000	27,400			
	IV	147,000円以上 169,000円未満	31,000	30,400			
第6階層	I	169,000円以上 213,000円未満	34,000	33,100	61,000	60,100	
	II	213,000円以上 257,000円未満	37,000	36,100			
	III	257,000円以上 301,000円未満	40,000	39,100			
第7階層	I	301,000円以上 348,000円未満	43,000	41,800	80,000	78,800	
	II	348,000円以上 397,000円未満	45,000	43,800			
第8階層		397,000円以上	51,000	49,400	104,000	102,400	

多子カウント年齢制限なし（57,700円未満）

多子カウント年齢制限あり（小学校就学前）

第1階層を除き住民税が右の区分に該当する世帯

○要保護世帯等(ひとり親家庭・心身障がい児(者)が同居している世帯)【表1の2】

児童の属する世帯の階層区分				北秋田市保育料(月額)		(参考)国保育料(月額)		
階層区分	定義			3歳未満		3歳未満		
				保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
特第2階層	住民税非課税世帯			0	0	0	0	
特第3階層	I	住民税が右の区分の世帯	均等割のみ課税世帯	2,000	1,900	9,000	9,000	
	II		所得割課税世帯	12,000円未満	2,200			2,100
	III			12,000円以上 24,000円未満	2,500			2,400
	IV			24,000円以上 36,000円未満	2,800			2,700
	V			36,000円以上 48,600円未満	3,100			3,000
特第4階層	I	48,600円以上 60,000円未満		3,400	3,300	9,000	9,000	
II	60,000円以上 72,000円未満	3,700	3,600					
III	72,000円以上 77,101円未満	4,000	3,900					

※同じ世帯から2人以上のお子さんが同時に通園している場合(保育園の他に「幼稚園、認定こども園」も含む) 第2子は半額、第3子以降は無償となります。

※一般世帯で住民税非課税世帯の場合、第2子以降の保育料は無償となります。

※要保護世帯等(表1の2)に該当する場合、第2子以降の保育料は無償となります。

※北秋田市の保育料は「(参考)国保育料(月額)」から減額した額を基本としています。